

令和2年度 第2回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和2年10月21日(水) 13:30~15:00

2. 開催場所

水産会館 3階会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 9名

4. 議事事項

議第5号 遊漁規則の一部変更について

議第6号 岐阜県漁業調整規則の改正について

5. 議事の経過

別添のとおり

## 会 議 録

| 発 言 者   | 発言内容   |
|---|--|
| <b>開会</b>   |  |
| 事務局   | 本委員会定数13名中9名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。   |
| 会長  | 議事録署名者を依頼。   |
| <b>【議第5号】遊漁規則の一部変更について</b>  |  |
| 事務局   | <p>漁業法第129条第4項に基づき、岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第129条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要件。</p> <p>申請漁業協同組合は、庄川漁業協同組合。</p> <p><b>【変更内容】</b></p> <p>1. 成出ダム湛水域への流入地点から上流の加須良川の禁止区域を廃止</p> <p>2. 鮎の年釣り遊漁料については現行の6,000円から7,000円に、雑魚の年釣り遊漁料については現行の5,000円から6,000円に、心身障害者3級以上の者及び女性についても、鮎の年釣り減免遊漁料を現行の3,000円から3,500円に、雑魚の年釣り減免遊漁料を現行の2,500円から3,000円に変更するもの。</p> <p><b>【変更理由】</b></p> <p>1. 禁止区域の設定理由であった引水設備新設工事が終了したため。</p> <p>2. 種苗の価格高騰や消費税増税等の影響があるなか、漁協の経営安定化を図るため。</p> <p><b>【妥当性】</b></p> <p>1. 当該禁止区域は危険防止のため設置したものであり、工事が終了したため禁止区域を削除したもの。</p> <p>2. 申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度以下である。遊漁料の減免措置の変更であり、遊漁を不当に制限するものではない。</p> |
| <p>「意見なし」で答申することを可決。</p> <p>(答申文案)</p> <p>岐漁管委第 号 令和2年10月21日 岐阜県知事 古田 肇 様</p> <p>岐阜県内水面漁場管理委員会 会長酒向貞夫 第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について (答申)</p> <p>令和2年10月19日付け里川第273号で諮問のありました標記については、意見及</p> |  |

|   |  |
|---|--|
| び異議はありません。  |  |
| <b>【議第8号】岐阜県漁業調整規則の改正について</b>   |  |
| 事務局   | <p>本議題「岐阜県漁業調整規則の改正について」は、関係法令である漁業法第57条第5項、同法第119条第8項及び水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。</p> <p>令和2年4月28日付で全面改正された都道府県調整規則例に準じ全部を改正。</p> <p>改正内容としては知事許可漁業の新設のみであるが、30条近い条文の追加により大幅な条ズレが生じたこと及び規則例に準じて修正を加えたことにより、全部改正をするものである。</p> |
| 委員  | 特定水産動物の採捕許可の認可権は県に移管されるのか。水産庁への許可申請は必要ないのか。  |
| 事務局   | 少なくともシラスウナギの漁獲については、都道府県知事許可漁業となる。   |
| 委員  | 岐阜県のシラスウナギの漁獲量はどのくらいか。   |
| 事務局   | 令和2年漁期のシラスウナギの全国漁獲量は、17.1tであり、うち岐阜県の漁獲量は、72.8kgである。  |
| 委員  | シラスウナギの採捕許可に人数制限はあるのか。   |
| 事務局   | <p>資源管理のための許可であるので、人数制限を設ける場合もあり得る。</p> <p>その場合、申請者が上限を超えたときには優先順位をつけて許可することになる。</p> <p>ルール作りはまだであるが、一般的には、今までの実績や生活の依存度などで決まっていくことになると考えられる。</p>  |
| 委員  | 知事許可漁業は個人許可か法人許可か。   |
| 事務局   | 個人許可と法人許可がある。岐阜県のシラスウナギについては、これまで特別採捕許可も漁協で取りまとめて申請しているため、その流れを汲み、漁協単位の法人許可とする可能性が高い。  |
| <p>「意見なし」で答申することを可決。</p> <p>(答申文案)</p> <p>岐漁管委第 号 令和2年10月21日 岐阜県知事 古田 肇 様</p> <p>岐阜県内水面漁場管理委員会 会長酒向貞夫 岐阜県漁業調整規則の改正について(答申)</p> <p>令和2年10月19日付け里川第284号で諮問のありました標記については、意見及び異議はありません。</p> |  |

|     |               |
|-----|---------------|
| 閉会  |               |
| 事務局 | 会長が挨拶し、閉会を宣言。 |